

## 次期介護保険制度改革における福祉用具貸与・住宅改修の見直しに関する意見書

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（「骨太の方針 2015」）の中で、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者（要介護 2 以下）に対する福祉用具貸与・生活支援サービス等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。

現行の介護保険制度による福祉用具貸与・住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒・骨折予防や自立した生活の継続を補佐し、介護度の重度化を防ぎ遅らせることにも役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持にもつながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具の利用や住宅改修の費用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯へは経済的負担が大きくなることになる。また、福祉用具の利用や住宅改修が抑制されることによって重度化を招き、結果として介護保険給付費の抑制という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれもある。

以上の理由から次期介護保険制度改革における軽度者向けの福祉用具貸与・住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護度の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から現行どおり介護保険の給付対象として継続することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 7 月 21 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

藤枝市議会  
議長 水野 明